

2019年11月29日

各位

保険商品の新商品取扱開始について

株式会社山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）では、2019年12月2日（月）より、下記のとおり保険商品の新規取扱を開始いたします。

記

1. 取扱商品

商品名	引受保険会社
笑顔をももる 認知症保険	SOMPO ひまわり生命保険株式会社

2. 取扱開始日 2019年12月2日（月）

3. 取扱店 全営業店

4. 商品の主な特徴

別紙をご参照ください。

当行は、2017年6月に策定した、「お客さま本位の金融商品販売を実現するための取組方針」に基づき、今後もお客さまのニーズにお応えできる商品やサービスの提供に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
広報室 二宮
TEL 023-623-1221（代表）

1. 「笑顔をまもる認知症保険」の特徴

- (1) 認知症一時金特約により、軽度認知障害（MCI）または認知症と医師により診断確定された場合は、一時金をお受け取りいただけます。
- (2) 骨折をしたと医師より診断され、その骨折に対して初めて治療を受けた場合は、給付金をお受け取りいただけます。
- (3) お客さまのニーズに合わせて、介護一時金・介護年金の特約を付加することができます。
- (4) 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の事由に該当した場合は、以後の保険料の払い込みが免除となる「特定疾病診断保険料免除特約」を付加することができます。
- (5) 認知症に関する基礎知識・情報や認知機能チェックツールのご提供および認知機能低下の予防サービス等のご紹介により、認知機能の低下予防や軽度認知障害（MCI）の予兆把握が期待できます。

2. ご契約の際の留意事項

- ・保険商品のご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。またお申し込みの際には、必ず「ご契約のしおり」「約款・定款」などをよくお読みいただき、商品内容を確認のうえご自身でご判断ください。
- ・保険商品は、当行が募集代理店として販売を行う各引受保険会社の商品です。当行（募集代理店）は保険契約の媒介を行いますが、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して各引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・保険商品は預金ではなく、払込保険料相当額が保証されている商品ではありません。また、保険商品は預金保険制度の対象ではありません。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象となりますがご契約の際にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・商品によっては国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。死亡給付金額や年金原資額が払込保険料を下回るリスクは、ご契約者さまが負うこととなります。
- ・生命保険（個人年金保険含む）は、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費等がかかる場合があります。また解約等の場合には、解約控除や市場価格調整費用などがかかる場合があります。ただし費用等は商品ごとに費用の種類や料率等が異なるため記載することができません。
- ・ご契約中の保険の解約や一部解約等に際しては、払戻金が元本を下回る場合があります。
- ・保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・保険のお申し込みの際には、必ず保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。